様式第二号（第31条の４関係）（平22農水経産令５・全改、平30農水経産令２・一部改正）

（表）

第　　号

商品先物取引法の規定による立入検査をする職員の身分証明書

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　　印

写



真

（裏）

注　　意　　事　　項

１．この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

２．この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。

３．この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

４．新たな証明書の交付を受けたとき、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しないこととなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。

５．官印のないもの及び写真に押出スタンプのないものは無効とする。

（備考）１．用紙の大きさは縦８㎝×横12㎝とする。